

朝霞和光資源循環組合正副管理者の選任について（案）

朝霞和光資源循環組合の正副管理者については、朝霞和光資源循環組合同規約第 8 条第 2 項の規定に基づき、協議により以下のとおり定める。

1 管理者

和光市長とする。

2 副管理者

朝霞市長とする。

3 輪番の考え方

ごみ広域処理施設の稼働後となる令和 11 年 12 月末日までは、建設地の長（和光市長）が管理者となり、令和 12 年 1 月以降は輪番制とし、2 年ごとに副管理者と交代する。

朝霞和光資源循環組合同規約（抜粋）

（管理者及び副管理者の設置及び選任の方法）

第 8 条 組合に管理者 1 人及び副管理者 1 人を置く。

2 管理者及び副管理者は、構成市の長の協議により構成市の長のうちから、これを定める。